

3. 法定外福利費の概要

労働政策研修・研究機構のデータによれば、オランダでは、労働費用に占める現金給与比率、法定福利費比率は先進国中の中位レベルであるが、法定外福利費の占める割合は12.1%で最も高くなっている。

図表 II-14 製造業の労働費用の国際比較（再掲）

国 Country (年/Year)	日本 JPN (2011)	アメリカ USA (2012)	イギリス GBR (2008)	ドイツ DEU (2008)	フランス FRA (2008)	オランダ NLD (2008)	スウェーデン SWE (2008)	韓国 KOR (2011)
労働費用計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
現金給与	79.7	77.4	82.7	77.0	63.7	75.7	65.1	75.1
現金給与以外	20.3	22.6	17.4	23.0	36.3	24.3	34.9	24.9
法定福利費	(11.1)	(8.3)	(7.9)	(14.8)	(25.4)	(9.3)	(21.2)	(6.3)
法定外福利費 ¹⁾	(2.4)	(10.4)	(6.8)	(6.5)	(4.1)	(12.1)	(8.9)	(5.1)
現物給付	(0.1)	—	(1.4)	(0.8)	(0.0)	(1.0)	(1.1)	(0.1)
退職金等の費用	(6.2)	(3.9)	(0.7)	(0.3)	(3.2)	—	(0.0)	(12.5)
教育訓練費	(0.2)	—	(0.5)	(0.5)	(2.2)	(0.8)	(0.8)	(0.6)
その他 ²⁾	(0.2)	—	—	(0.2)	(1.3)	(1.1)	(2.9)	(0.3)

資料：独立行政法人労働政策研究・研修機構「データブックブック国際労働比較（2013年版）」
2013年

原資料：

日本：厚生労働省（2012.1）「平成23年就労条件総合調査」

アメリカ：Bureau of Labor Statistics（2012.9）Employer Costs for Employee Compensation — June 2012

欧州：Eurostat（2012.11）Labour Costs Survey 2008 — NACE Rev.2

韓国：雇用労働部ウェブサイト（<http://www.moel.go.kr/>）2012年11月現在

（出所注） 単位未満の数値を含むため、内訳と合計が必ずしも一致しない。（ ）内は現金給与以外の内数。日本及びアメリカは企業規模計、EUは10人以上の企業又は事業所（国によって異なる）を対象。

1) アメリカの法定外福利費は各種(生命、健康、短期・長期障害)保険料(Insurance)。欧州は見習の福利費を含む。

2) 「その他」には以下を含む。日本は募集費、転勤に要する費用、社内報、作業服等。欧州は募集費用、税、補助金等、韓国は募集費等。

法定外福利費の内訳の一つとして、社用車のリースが挙げられる。オランダでは、特に企業の幹部職員にとって、会社から自動車を支給されることが1つのステータスの意味合いも帯びている、とのことである。

より大きな視点からは、労働者は近年では福利厚生としてWLB（ワーカーライフバランス）を求めており、具体的には、様々な休暇制度を待望している、と言われている。

その反面、オランダの場合、法律が厳格に運用されるため、労働基準法以上のこと強く求められない、法定以上の福利を労働者側はあまり期待していない、という意見も存在する。法定外のWLB支援策を導入するよりは、給与増額を望んでいる、という見立てで

ある。

なお、オランダでは労働協約があればそれを優先し、ない場合は事業所レベルで決めても良い、という分権的構造となっている⁵³ため、上記の労働政策研修・研究機構のデータにおける法定外福利費の値には、労使協約で決められた企業年金の額が含まれている可能性がある。

現地調査によると、法定外福利に対する企業負担については、企業ごとの個別交渉の領域であるため、企業側からもそれほど大きな問題とは認識されていない。労働者への分配総額が決まっている中で、それを現物で支給にするか、給与で支給するかの違いであるため、企業活動上は大きな影響がないというのが、オランダ企業団体の認識であった。また団体協約による法定外福利もあるが、車両の支給等については、比較的高いポジションの人々に提供されるものであり、協約の対象とはならない。なおオランダでは、福利厚生は労働組合員でなくても受けられる事が一般的である。

⁵³ これに対して、例えば、隣国のドイツでは、協約で定めるべき労働条件を事業所レベルで決めてはいけない、という硬直的な発想がある。